

品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給要綱

制定 令和5年3月24日区長決定 要綱第49号
改正 令和5年9月22日区長決定 要綱第168号

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給および第28条第1項第1号ならびに第3号に規定する特例施設型給付費の支給の実施に関し必要な事項を定めるとともに、私立幼稚園の運営の安定化を図るために必要な支援に関する事項を定め、もって教育の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 私立幼稚園 特定教育・保育施設のうち、国（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、都道府県および区市町村以外の者が設置する幼稚園（法人以外の者が設置するものを除く。）をいう。
- (2) 区外の私立認定こども園 特定教育・保育施設のうち、国、都道府県および区市町村以外の者が設置する認定こども園であって、品川区に所在しない園をいう。
- (3) 特定教育 特定教育・保育のうち教育をいう。
- (4) 1号認定子ども 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (5) 2号認定子ども 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。

(施設型給付費等の支給の対象)

第3条 区長は、法第27条第1項の規定により、私立幼稚園または区外の私立認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）において特定教育を受けた1号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、施設型給付費を支給する。

2 区長は、法第28条第1項第1号の規定により、私立幼稚園等において特定

教育を受けた1号認定子ども、または同項第3号の規定により、私立幼稚園から特別利用教育を受けた2号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、特例施設型給付費を支給することができる。

3 前2項の規定は、法第20条第2項の規定により、教育・保育給付認定子ども（品川区において認定を受けた子どもに限る。）が特定教育または特別利用教育を受けた日において、教育・保育給付認定保護者が区内に居住地または現在地を有しない場合については、適用しない。

4 第1項の施設型給付費および第2項の特例施設型給付費の支給は、法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）の申請により、当該設置者に対し行うものとする。

（区加算の支給）

第4条 区長は、私立幼稚園の運営の安定化を図るため、必要があると認める場合には、前条第1項および第2項に規定する教育・保育給付認定保護者の子どもが在籍する区内の私立幼稚園の設置者に対し、必要な助成（以下「区加算」という。）を行うことができる。

2 区加算の額および算定基準等は、別表のとおりとする。

（給付費の支給に係る額の算定）

第5条 給付費の支給（第3条第1項の施設型給付費、第2項の特例施設型給付費および区加算の支給をいう。以下同じ。）に係る額（以下「支給額」という。）の算定にあつては、法の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）により算定された額に、前条の規定において算定された額を加えた額から、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月31日条例第18号）に基づき決定された利用者負担額を控除して得た額とする。

（支給申請）

第6条 給付費の支給を受けようとする設置者は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等申請書（第1号様式）に、施設型給付費等内訳書（第2号様式）その他必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

（支給決定および通知）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付費の支給をすることを決定したときは、品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給決定通知書（第3号様式）により、給付費の支給をしないことを決定したときは、品川区私立幼稚園等施設型給付費等不支給決定通知書（第4号様式）により、当該申請を行った設置者へ通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 区長は、前条の支給の決定（以下「支給決定」という。）後の事情変更により特別の事情が生じたときは、支給決定の全部もしくは一部を取り消し、または支給決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給決定取消・変更通知書（第5号様式）により、当該申請を行った設置者に速やかに通知しなければならない。

（請求）

第9条 第7条の規定により、支給決定を受けた設置者は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等請求書（第6号様式）により区長に請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、原則として月毎に行うものとする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りではない。

（給付費の支給）

第10条 区長は、設置者から前条の規定による請求があったときは、速やかに給付費の支給を行うものとする。

（保護者負担の禁止）

第11条 区加算の支給を受ける設置者は、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年7月11日条例第25号）第13条第4項第3号に規定する費用については、同号ア、イおよびウの規定にかかわらず、これを教育・保育給付認定保護者に負担させてはならない。

（検査・報告等）

第12条 区長は、設置者または私立幼稚園等の施設長（以下「設置者等」という。）に対し、法第38条の規定に基づき、私立幼稚園等の運営、給付費の収支、利用子どもの処遇、その他必要な事項について、報告、必要書類等の提出を命じ、または実地検査をすることができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正または虚偽の申請により給付費の支給を受けたとき。
- (2) この要綱またはその他法令の規定に違反したとき。

2 前項の規定による支給決定の取消しを行った場合における設置者への通知については、第8条第2項の規定を準用する。

(返還命令等)

第14条 区長は、第8条第1項または前条第1項の規定により支給決定を取り消しまたは決定内容を変更した場合において、支給決定の当該取消し等に係る部分について既に給付費の支給がされているときは、区長は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給決定取消・変更通知書（第5号様式）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、前条第1項の規定による支給決定の取消しの対象となる事実を確認した場合において、その事実の是正に関する改善指導を受けてもなお設置者等がその状況を改善していないと認めるときは、給付費の支給の全部または一部を行わないことができる。

(違約金)

第15条 前条第1項の規定により支給決定が取り消され、その返還を命じられたときは、設置者は、その命令に係る給付費の支給にかかる受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支給額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第16条 区長は、設置者に対し支給額の返還を命じ、設置者が当該支給額または違約金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第17条 設置者は、給付費の支給に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および支給の実施に係る収支に関する

書類を当該支給を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は令和5年4月1日より適用する。

別表（第4条関係）

（1）給食内容充実加算

日額単価	算定基準等	摘要
248	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月1日現在の在籍児童1人当たり・ 日額単価×児童数×給食提供日数	<ul style="list-style-type: none">・ 管外受託児を除く。

（2）副食費充実加算

日額単価	算定基準等	摘要
235	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月1日現在の在籍児童1人当たり・ 日額単価×児童数×副食提供日数	<ul style="list-style-type: none">・ こども家庭庁が定める副食費徴収免除対象子どもを除く。

品川区私立幼稚園等施設型給付費等申請書

年 月 日

品川区長 へ

所在地

法人名

施設名

設置者名

申請額

年度 月分

品川区私立幼稚園等施設型給付費等として、上記の金額を申請します。

施設型給付費等内訳書

施設名						年度			月分		
年齢	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	処遇改善加算				%	
利用定員					0						
在籍児数					0	地域区分					
品川区民(内数)					0	地域					

項目	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児	備考
基本分単価					
処遇改善等加算(3歳児以下)	/	/			× 加算率
処遇改善等加算(4歳児以上)			/	/	× 加算率
副園長・教頭配置加算					
処遇改善等加算					× 加算率
学級編成調整加配加算(認定こども園のみ)					
処遇改善等加算					× 加算率
3歳児配置改善加算	/	/			
処遇改善等加算	/	/			× 加算率
満3歳児対応加配加算	/	/			
処遇改善等加算	/	/			× 加算率
講師配置加算					
処遇改善等加算					× 加算率
チーム保育加配加算					× 人(加配人数)
処遇改善等加算					× 人×加算率
通園送迎費加算					
処遇改善等加算					× 加算率
給食実施加算					× 日(週当たりの実施日数)
処遇改善等加算					× 日×加算率
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合(認定こども園のみ)					
処遇改善等加算					× 加算率
副食費徴収免除加算					× 日(各月の給食実施日数)
外部監査費加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
年齢別配置基準を下回る場合					× 人(各月初日の利用子ども数)
処遇改善等加算					× 人×加算率
配置基準上求められる職員資格を有しない場合(認定こども園のみ)					× 人(各月初日の利用子ども数)
処遇改善等加算					× 人×加算率
定員を恒常的に超過する場合					
主幹教諭等専任加算					(基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
子育て支援活動費加算					(基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
療育支援加算					AorB (基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
事務職員配置加算					(基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
指導充実加配加算					(基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
事務負担対応加配加算					(基本額+加算分)÷各月初日の利用子ども数
処遇改善等加算Ⅱ					× 人数A
					× 人数B
処遇改善等加算Ⅲ					別に定める額×平均年齢別利用子ども数÷各月初日の利用子ども数
冷暖房費加算					地域
施設関係者評価加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算					AorBorC
第三者評価受審加算					3月初日の利用子どもの単価に加算
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合					別に定める額×年齢別平均利用児童延べ数÷3月初日の利用子ども数
①保育単価合計					
②品川区民園児数					
③公定価格合計					①×②
④利用者負担額合計					
⑤施設型給付費(年齢別)					③-④
⑥施設型給付費(合計)					⑤の合計
⑦精算分					内訳は別紙のとおり
⑧請求額					⑥+⑦

①給食内容充実加算					
②副食費充実加算					
③区加算(合計)					①+②
④精算分					内訳は別紙のとおり
⑤請求額					③+④

品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給決定通知書

様

品川区長

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等について、下記のとおり決定します。

記

1. 施設名

2. 支給決定額

(年度 月分)

3. 内訳

国基準分	
区加算分	
精算額	

品川区私立幼稚園等施設型給付費等不支給決定通知書

様

品川区長

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等について、下記の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

記

1. 施設名

2. 理由

(年度 月分)

品川区私立幼稚園等施設型給付費等支給決定取消・変更通知書

様

品川区長

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等について、下記の理由により取り消し、または変更したので、通知します。

この取消または変更に係る部分について、既に交付されている支給額の返還を下記のとおり命じます。

記

1. 施設名

2. 理由

(年度 月分)

3. 取り消される金額

4. 返還する金額

5. 返還期限



年 月 日

品川区私立幼稚園等施設型給付費等請求書

品川区長 あて

所在地	
施設名	
設置者	印

請求金額

年度 月分

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等について、上記の金額を請求します。